大阪大学 Innovation Bridge グラント

ベンチャー起業を通じた研究成果の実用化を目指す

【起業プロジェクト育成グラント】

公募要領　ver.3.1

公募期間：2019 年 10 月～　　随時受付中

大阪大学 共創機構産学共創･渉外本部

イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室

2019 年 10 月

目 次

1. 概要 1
2. 公募・選考スケジュール 1
3. 申請の要件 1
3.1 申請者 1
3.2 研究分野 1
3.3 対象ステージ 1
3.4 他事業との重複 2
3.5 連携ベンチャーキャピタル一覧 3
4. 助成金額、助成期間及び使途 4
4.1 助成金額 4
4.2 助成期間 4
4.3 使途 4
5. 起業プロジェクト育成グラント（起業準備）の進め方 5
6. 申請書類一覧 6
7. 選考基準 6
8. 実施計画書の作成・提出及びプロジェクト実施期間中の留意事項 7
8.1 実施計画書の作成・提出 7
8.2 プロジェクト実施期間中の留意事項 7
8.2.1 プロジェクト実施期間中の責務 7
8.2.2 共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室によるモニタリング 7
8.2.3 特許等の知的財産権の権利化と活用 7
8.2.4 経費の取り扱い 8
8.2.5 ベンチャーキャピタルからの資金調達との重複 8
8.2.6 コンプライアンス順守 8
9. 実績報告書の作成・提出及びプロジェクト実施期間終了後の依頼事項 8
9.1 実績報告書の作成・提出 8
9.2 プロジェクト終了後の依頼事項 8
9.2.1 事後調査 8
9.2.2 エコシステム構築へ向けた寄附 8
10. 問い合わせ先 8

1. 概要

本グラントは、ベンチャー起業を通じた大阪大学の研究成果の実用化を目指す教職員（特任研究員を含む、招へい教員は含まない）のための支援制度です。

社会ニーズ・市場ニーズを解決する可能性をもつ革新的な本学の技術シーズについて、起業前段階からベンチャーキャピタルの事業化ノウハウ等を取り込むことで、市場や出口を見据え事業化を目指します。本グラントでは、ベンチャーキャピタルからの投資を受けるまでの不足（起業に向けた開発、チーム組成、事業戦略・知財戦略の策定等）を埋める起業準備ステージにおいて、期間2年以内、原則として最大4,000万円/年を助成します。

《研究成果の事業化までの流れと本グラントにおける対象ステージ》

※1：大阪大学-起業シーズ育成グラント：大阪大学-起業プロジェクト育成グラントやJST-START（大学発新産業創出プログラム）等に申請するための実用性検証ステージ（起業準備を行うまでの不足を埋めるステージ）において、最長1年間・最大500万円の試作開発費、実証データ取得費、特許出願・維持費、特許調査費、市場調査費等を助成します。

2. 公募・選考スケジュール

公募は随時受付中です。※締め切りは現時点では設定されていません。

3. 申請の要件

3.1 申請者

本グラントに申請する研究代表者は、以下の(1)及び(2)の要件を共に満たす必要があります。

(1) 本学の教職員（特任研究員を含む、招へい教員は含まない）であること。

(2) ベンチャー起業を通じた本学の研究成果の実用化を目指していること。

3.2 研究分野

全研究分野を対象とします。

3.3 対象ステージ

本グラントの対象ステージは、ベンチャー起業を通じた実用化を目指す技術シーズに対する起業準備ステージ（ベンチャーキャピタルから投資を受けるまでの不足を埋めるステージ）です。起業準備とは、事業化ノウハウを持つベンチャーキャピタルと連携し、起業に向けた開発、チーム組成、事業戦略・知財戦略の策定等を行いつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指すことを示します。なお、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室が研究代表者と相談させていただき、申請案件の事業化に関心を持つ連携ベンチャーキャピタル（3 ページ別表参照）を紹介します。まずは問い合わせ先（8 ページ参照）へご連絡ください。

3.4 他事業との重複

申請プロジェクトがすでにベンチャー起業支援を目的とした他の助成金等を受けている場合、本グラントへの応募はできませんが、申請中の他の助成金等と同時に応募することは可能です。他の助成金等の応募・受入状況について申請書（様式２）に記載していただきます。なお、申請書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

3.6 連携ベンチャーキャピタル一覧

連携ベンチャーキャピタルは以下の通りです。今後、随時追加する予定ですので、最新の情報は共創機構産学共創・渉外本部のホームページ（http://www.uic.osaka-u.ac.jp/）をご確認ください。

（五十音順）

ベンチャーキャピタル名	所在地	対象分野
池田泉州キャピタル 株式会社	大阪市北区茶屋町 18-14	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、不動産、その他）
SMBC ベンチャーキャピタル株式会社	東京都中央区八重洲 1-3-4 三井住友銀行呉服橋ビル	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、素材、その他）
大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社	大阪府吹田市山田丘 2-8 （大阪大学テクノアライアンス棟 4F）	ライフサイエンス、グリーンイノベーション、プラットフォーム
株式会社経営共創基盤（IGPI）	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号 グラントウキョウサウスタワー8 階	環境エネルギー全般、情報通信全般、ナノテクノロジー･材料全般
株式会社 ジャフコ	東京都千代田区大手町 1-5-1 大手町ﾌｧｰｽﾄｽｸｴｱｳｴｽﾄﾀﾜｰ 11 階	ライフサイエンス、ロボット・エレクトロニクス、情報通信、材料、その他
栖峰投資ワークス株式会社	京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾 480 番地　オフィス-ワン四条烏丸 1107	業種問わず（テクノロジー全般）
大和企業投資株式会社	東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキョウノースタワー	分野、業種、ステージ問わず、幅広に投資検討
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 3-5-7 デジタルゲートビル	バイオ、ライフサイエンス、AI、フィンテック、セキュリティ等
株式会社 東京大学エッジキャピタル	東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学 産学連携プラザ 4F	生命科学、医療機器、物理、環境技術、情報通信等、様々な分野に対応可能
360ip ジャパン 株式会社	東京都江東区青海 2-7-4	IoT、AI、ロボティクス、ライフサイエンス、ナノテク、環境エネルギー等
ニッセイ・キャピタル 株式会社	東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル 22 階	全般（ライフサイエンス、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・材料、情報通信、その他）
日本ベンチャーキャピタル株式会社	大阪府大阪市中央区今橋 3-2-20 洪庵日生ビル 2 階	業種問わず（ＩＴ、テクノロジー、バイオ、サービス、素材、その他）
バイオ・サイト・キャピタル株式会社	大阪府茨木市彩都あさぎ 7-7-15	ライフサイエンス（先端医療、創薬、DDS、医療機器）
ハックベンチャーズ 株式会社	大阪府大阪市北区角田町 1-12 阪急ﾌｧｲﾌﾞｱﾈｯｸｽﾋﾞﾙ 5 階　GVH#5, 504 号	あらゆる産業分野で事業機会を生む IoT 関連技術
Beyond Next Ventures 株式会社	東京都中央区日本橋本町 1-4-3 日本橋ムロホンビル 1	ライフサイエンス、ロボット等のデバイス、IoT、AI、新素材、IT 等
みずほキャピタル 株式会社	東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル 6 階	業種問わず（IT、テクノロジー、バイオ、サービス、素材、その他）
三菱 UFJ キャピタル 株式会社	東京都中央区日本橋 1-7-17 日本橋御幸ビル	業種問わず（IT、サービス、ライフサイエンス、製造業、小売り等）
MedVenture Partners 株式会社	東京都千代田区丸の内 2-5-2 三菱ビル 7 階	ライフサイエンス（医療機器分野）
モバイル・インターネットキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 1-11-28 ユニゾ赤坂 1 丁目ビル 8 階	次世代情報通信に係る技術/サービス分野および IT を活用することで成長が期待できる分野
合同会社ユーグレナ SMBC 日興リバネスキャピタル	東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 3 階	あらゆる分野での研究開発型革新的テクノロジー
りそなキャピタル株式会社	大阪府大阪市中央区備後町 2-1-1 第二野村ビル 4 階	分野、業種、ステージ問わず、幅広に投資検討

※全ての連携ベンチャーキャピタルは、本事業で知り得た情報については、他に漏らさない等の守秘義務が課せられています。

4. 助成金額、助成期間及び使途

4.1 助成金額

以下の資金規模を予定しています。

・ 1 申請案件あたり原則として **4,000 万円以内/年**

なお、後述の通り、費用対効果及び経費の妥当性の観点から厳密に選考がなされるため、適切な金額を申請ください。

4.2 助成期間

・ 交付決定通知日から最長 2 年以内※

（※期間延長に関しては最大 3 か月に限り、部門長判断により可能）

4.3 使途

本助成金は、3.3 節に記載の事業化ステージを効果的に達成するための手段として、起業に向けた開発及び事業化活動（チーム組成・事業戦略・知財戦略の策定等）を目的に、以下のような使途に活用できます。

・ 物品費（設備備品費）※1
・ 物品費（消耗品費）※2
・ 人件費・謝金※3
・ 旅費※4
・ 外注費※5
・ その他の経費※6

※1：起業に向けた開発及び事業化活動を遂行するために必要な、設備・物品等の購入、製造、又は据付等に必要な経費。なお、起業後の当該設備備品の取り扱いに関しては別途、ご相談ください。

※2：起業に向けた開発及び事業化活動を遂行するために必要な物品で、耐用年数 1 年未満または単価 10 万円未満のもの。

※3：起業人材に係る人件費や、大学等で雇用する博士研究員、研究補助員、技術補佐員等の従事率に応じた人件費等。

※4：学会等、学術目的の会合に参加するための旅費は計上できません。

※5：起業に向けた開発に直接必要なデータ分析等の請負業務を仕様書に基づいて第三者に実施させる（外注する）際の経費や、事業化活動に必要な業務（特許関係調査、市場調査等）を他の最適な機関等に外注するために必要な経費を記載してください。

※6：起業に向けた開発及び事業化活動を遂行するために必要な経費で、他の費目に該当せずかつ個別に把握可能な経費（市場調査・技術調査等文献・データ購入費用、運搬費、会議費、設備貸借料等）を記載してください。

5. 起業プロジェクト育成グラント（起業準備）の進め方

① 申請書類の提出
・研究代表者は、申請書類（様式１、２、３）及び起業準備に関する補足説明資料を電子メールにて事務局に提出します。申請書の提出は随時可能です。

⇩

② 評価員によるプロジェクト評価
・申請案件に利害関係のない第三者である評価員によりプロジェクト評価が実施されます。

⇩

③ プロジェクトの選考、選定
・評価員によるプロジェクト評価を参考に、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室内で開催される案件採択会議にて採択案件の選考を行い、本学が選定します。 ・研究代表者に採否を通知します。

⇩

④ 実施計画書の提出
・案件採択会議等の助言を踏まえて、実施計画書を作成・提出します。

⇩

⑤ プロジェクトの実施
・研究代表者は、実施計画書に基づき、連携ベンチャーキャピタルと協力してプロジェクトを推進します。 ・研究代表者と連携ベンチャーキャピタルは、プロジェクト開始から半年毎にプロジェクトの進捗状況について共創機構産学共創･渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室へ報告いただきます。当該部門は必要に応じてプロジェクトの推進について協議を行います。

⇩

⑥ プロジェクトの終了
・研究代表者は連携ベンチャーキャピタルと協力して実績報告書を作成し、事務局へ提出します。 ・連携ベンチャーキャピタルは、研究代表者及び共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門　ベンチャー･事業化支援室と協議のうえで、プロジェクトを起業へ進めることについて検討を行います。

6. 申請書類一覧

① 様式１：申請書
② 様式２：重複申請に関する報告
③ 様式３：ベンチャーキャピタルによる宣誓書
④ 申請書の補足説明資料

・ 申請書に記載の内容に加え、技術シーズ、市場調査・特許調査、事業計画等に関する補足資料があれば添付してください。
・ 研究代表者が電子メールにて事務局へ提出してください。なお、郵送・持参・FAX による書類の提出は受け付けません。（提出先：PJBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp）

7. 選考基準

申請プロジェクトは、以下の観点に基づいて、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室内で開催される案件採択会議にて選考されます。

(1) 総合評価
・ 総合的に判断して、申請プロジェクトが、本学の研究成果の社会還元を通して、新産業・新規マーケットの開拓に貢献するものであるか

(2) 推進体制
・ 連携ベンチャーキャピタル、開発体制、その他関係者について、十分な実績もしくは強みをもっているか
・ プロジェクトを推進する上で、適切な体制となっているか
・ 若手人材の活用等の人材育成の視点が考慮されているか

(3) 技術シーズ
・ 革新性（独創性や新規性）、今までの技術にない経済的価値、及び社会的価値を与える可能性を有しているか
・ 既存技術と比較して優位性を有しているか
・ る知的財産の権利が明確で、事業に支障が無いか

(4) 事業性
A) 事業ビジョンとその達成ステップ
・ 事業ビジョンが明確であり、その実現可能性があるか
・ 事業ビジョン達成のための課題設定が適切にされており、プロジェクト終了後も事業が成長していく計画が立てられているか 等

B) ターゲット市場・製品・サービスの特徴とビジネスモデル
・ ターゲット市場が明確で、その分析は適切であるか
・ 従来製品、従来サービスとの差（優位性・独創性・新規性）が明確であるか
・ 顧客・ユーザーの立場からのメリットが明確であるか
・ ビジネスとして成長性・収益性を有しているか
・ ビジネスとしてグローバル市場を見据えているか 等

C) プロジェクトに活用する人材・ネットワーク
・ インキュベーション機関や、アライアンス候補となりうる事業会社等との連携等による優位性があるか 等

D) 想定される事業リスクとその対応

・ 起業に向けて想定される課題等の把握が適切であり、その解決方法が具体的かつ適切であるか等

(5) 起業準備計画

・ 各年度の開発目標（マイルストーン）及び開発内容の設定は適切かつ妥当性があり、目標を達成するために必要かつ十分なものとなっているか

・ 各年度の事業化活動の目標（マイルストーン）及び活動内容の設定は適切かつ妥当性があり、目標を達成するために必要かつ十分なものとなっているか

・ 事業化に向けて障害となりうる技術的課題の把握が適切であり、その解決方法が具体的かつ適切であるか

(6) 執行計画

・ プロジェクトにおける執行計画は具体的かつ適切か

[以下、確認事項]

(7) 兼業及び共同研究の状況

・ 申請プロジェクトに関連して、研究代表者が兼業や共同研究を実施している機関があれば記載してください。

(8) 民間資金の調達計画

・ プロジェクト期間内もしくは終了後において、どのような方法により資金を調達するのか、具体的な調達先や調達金額等の想定があれば記載してください。

8. 実施計画書の作成・提出及びプロジェクト実施期間中の留意事項

8.1. 実施計画書の作成・提出

評価員等の助言を踏まえて、実施計画書を作成・提出いただきます。

提出期限：原則として、採択決定後 2 週間以内

提出先：PJBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp

8.2 プロジェクト実施期間中の留意事項

8.2.1 プロジェクト実施期間中の責務

研究代表者と連携ベンチャーキャピタルには、ベンチャー起業に向けた活動を協力して積極的に推進していただきます。万が一プロジェクトの推進が困難な状況にあると共創機構産学共創・渉外本部出資事業推進部門が判断した場合には、プロジェクトを中止していただくことがあります。

8.2.2 共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室によるモニタリング

(1) 研究代表者と連携ベンチャーキャピタルには、プロジェクト開始から半年毎にプロジェクトの進捗状況について共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室へ報告いただきます。当該部門は、プロジェクトの状況に応じて計画の加速、延期、中止を行うことがあります。

(2) プロジェクトの実施計画内容、経費の配分又は執行計画の変更・中止をする場合には、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室の了承を得る必要があります。

8.2.3 特許等の知的財産権の権利化と活用

卒業論文等の学内発表・学会発表・論文発表・各種研究費報告書等の公開日の少なくとも 1 カ月以上前に、共創機構産学共創・渉外本部テクノロジー・トランスファー部門(ipm@uic.osaka-u.ac.jp)に対して発明届出を提出する必要があります。なお、学会発表の予稿集の公開日は、発表当日ではなく、学会の数週間前に設定されている場合がありますので、留意願います。

8.2.4 経費の取り扱い

(1) 共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室が研究代表者の所属部局に対して直接経費を配分し、原則各部局において経費の管理を行っていただきます。

(2) 経費内訳について、当初の実施計画書に記載された起業準備の目標を達成するために必要なものであれば、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室に断りなく、経費総額の 30%以内の範囲で計画変更できます。

8.2.5 ベンチャーキャピタルからの資金調達との重複

プロジェクトの事業化を目的として設立した会社が、プロジェクト実施期間中にベンチャーキャピタルから資金調達を行った場合には、原則として、その時点で本グラントによる支援は終了します。

8.2.6 コンプライアンス遵守

学内の規定を遵守する必要があります。

9. 実績報告書の作成・提出及びプロジェクト実施期間終了後の依頼事項

9.1 実績報告書の作成・提出

本グラントでの助成期間終了後に実績報告書を作成・提出いただきます。

提出期限：助成期間終了後 30 日以内

提出先　：PJBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp

9.2 助成期間終了後の依頼事項

9.2.1 事後調査

上記実績報告書の提出後も、適宜、共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室からの照会に応じて、その後のベンチャー起業へ向けた進捗状況について報告いただくことがあります。

9.2.2 エコシステム構築へ向けた寄附

(1) 本グラントを活用し起業に至ったベンチャー企業に対して、当該企業の新株予約権を大学へ寄附することをお願いしています。

(2) 得られた寄附は、将来の研究成果の事業化を促進するための資金助成、イノベーション人材育成、研究活動等に活用される予定です。

10. 問い合わせ先

本グラントに関する問い合わせ先は、以下の通りです。

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8 テクノアライアンス棟 A410
大阪大学 共創機構産学共創・渉外本部イノベーション戦略部門ベンチャー･事業化支援室
大阪大学-起業プロジェクト育成グラント 事務局
電話：06-6105-5918（藤本）
Email: PJBridgeGrant@uic.osaka-u.ac.jp

また、共創機構産学共創・渉外本部のホームページ（http://www.uic.osaka-u.ac.jp/）も参照してください。
なお、公募開始後、公募要領や申請様式等に変更が生じる場合は、当該 Web ページで周知します。